九州大学ハラスメント対策推進室規程

令和元年度九大規程第93号制 定:令和元年10月29日最終改正:令和6年9月19日(令和6年度九大規程第27号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第16条第3項の規 定に基づき、ハラスメント対策推進室(以下「対策推進室」という。)の内部組織その他 必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 対策推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。
 - (1) ハラスメントに係る苦情相談等に関すること。
- (2) ハラスメントに係る苦情相談事案につき、相談者の就労上又は修学上の環境を改善すること。
- (3) 国立大学法人九州大学ハラスメント防止規程第2条第5号で規定するハラスメントの防止等に係る研修及び啓発活動に関すること。
- (4) その他ハラスメント対策に関すること。

(組織)

第3条 対策推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長

- 第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 2 室長は、対策推進室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第5条 副室長は、次条に規定する室員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 2 副室長は、室長を補佐し、対策推進室の業務を統括整理する。
- 3 副室長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 副室長は、再任されることができる。

(室員)

- 第6条 室員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) コーディネーター ハラスメントに関する専門的知識を有する者 (学外者を含む。) 1名
 - (2) 専任職員 臨床心理士等の資格を有する者 4名
 - (3) 次条に規定する協力教員のうち、臨床心理学の専門的知識を有する者 1名
- (4) その他総長が必要と認めた者
- 2 室員は、室長の命を受け、対策推進室の業務を行う。

(協力教員)

- 第7条 対策推進室に、協力教員を置くことができる。
- 2 協力教員は、本学の教員で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有する者(臨床心理学の専門的知識を有する者を含む。)のうちから所属部局長の推薦に基づき、室長が指名する。
- 3 協力教員は、室長の命を受け、対策推進室の業務を助ける。
- 第8条 対策推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、対策推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が 別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に指名される室長の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に指名される副室長の任期は、第5条第3項本文の規定にかか わらず、令和3年3月31日までとする。

附 則(令和3年度九大規程第147号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大規程第103号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年度九大規程第27号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。